

2019年5月29日～30日

於 全電通労働会館

## 電通共済生協加入促進期間中における会員からの問い合わせ電話番号および「退職者の会 会のみ会員」への支部協費等の案内について

- (1) 電通共済生協加入促進期間中における会員からの問い合わせ電話番号については、現在、「2019年12月1日以降の契約内容（予定）」の最下段に問い合わせ先として県支部協議会の電話番号と常駐日を記載しています。しかし、支部協の常駐体制が週5日～週3日体制となっていることや、問い合わせ内容によっては、電通共済生協コールセンタを案内している実態を踏まえ、来年度からは、加入促進期間中における会員からの問い合わせ電話番号については、①現状の県支部協議会の電話番号②県支部協議会の電話番号と電通共済生協コールセンタの両方③電通共済生協コールセンタの3パターンを用意し、支部協の現状に合わせ案内することとします。
- (2) 「退職者の会 会のみ会員」への次年度支部協費等の案内について、現在、1万6700人余へ電通共済生協加入即進期間中の6月と支部協費等の納入期間前の10月にそれぞれ案内を出しています。また、「あいあい」加入者と「退職者の会 会員」の両方加入している方へも6月と10月に案内を出しています。  
したがって、この2回出している案内について、効果的、効率的観点から支部協費等の納入期間前の10月の1回にすることとします。
- (3) なお、両案件については、本2018年度第2回拡大支部協代表者会議を踏まえ、次年度より実施することとします。

以 上